

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

| | |
|----------------------|--|
| 災害発生月 | 令和4年 10月 |
| 事業の種類 | ビルメンテナンス業 |
| 災害の概要 (注1) | <p>日没後、事務所入り口から屋外に出て駐車場に向かおうとしたところ、誤って約1メートル低位の隣の敷地のアスファルトに倒れ、頭部を強打した。</p>  |
| 災害防止のためのポイント (注2) | <p>暗所、段差、コンクリート地面・床面など転倒により負傷のリスクのある箇所等について、リスクの大きさ等に応じた優先順位の下、照度の確保などリスク低減策を講じていくこと。</p> <p>特に、秋口から春先にかけては日暮れが早くなることから、照度の確保等留意するとともに、積雪や凍結による転倒リスクも含めて検討する必要があること。</p> <p>転倒災害の予防を図るためにも、労働者は職業生活を通じて健康の保持増進に努め、事業者はその促進を図りましょう。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> STOP!転倒災害プロジェクト(職場のあんぜんサイト) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html) STOP!冬季労働災害(長野労働局 HP) (https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/touki_roudousaigai_boushitaishaku-pamphlet20211222.pdf) <p>参考</p> <p>照度については、作業や環境によっては、日本工業標準調査会 JIS Z 9110:2010 照明基準総則に定める推奨照度等を参考に検討し、定めるようにしましょう。</p> <p>また、労働安全衛生規則における一般的な通路等の基準としては、第540条(通路)、第541条(通路の照明)、第542条(屋内に設ける通路)、第543条(機械間等の通路)、第544条(作業場の床面)などが最低基準として定められています。</p> |

本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。